

当社株主による臨時株主総会の招集請求に対する 当社の対応等に関するお知らせ（補足資料）

2023年3月17日



当社は、2023年3月6日付けプレスリリースにおいて、当社株主の合同会社Yamauchi-No.10 Family Office及びWK 1 Limited（以下「YFOら」）の連名により、臨時株主総会の招集請求に関する書面を受領したことをお知らせしておりましたが、3月10日開催の取締役会において、本請求に基づく臨時株主総会を招集しないことを決議いたしました。

当社は株主の皆様の法令上の権利を最大限尊重するものであり、適法な権利の行使には全て適切に応じさせて頂くものですが、

本請求は権利濫用に該当する等不適法なものであると考えております。

何よりも、“今”、当社が対応すべき事項は、

- ① YFOらの非公開化の提案に対する評価を公正なプロセスで確りと進めること**
- ② 新年度からスタートする予定の次期中期経営計画の内容を確りと吟味すること**

であり、これらを適時適切に株主の皆様にお伝えすることが、最も重要であると考えております。

当社取締役会は、**YFOらからの臨時株主総会の招集請求は権利濫用に該当する等不適法なものである**との理由から、本請求に基づく臨時株主総会を招集しないことを決議

YFOらによる臨時株主総会の招集請求 (臨時株主総会の目的事項)

<議題 1>

インフロニアTOBに対する当社取締役会の賛同表明のプロセスの調査に関する議題

<議題 2>

当社の第100回定時株主総会での議案提案のプロセスの調査に関する議題

<議題 3>

YFOらによる当社の非公開化の提案等に対する当社の検討・意思決定過程の調査に関する議題



YFOらは臨時株主総会の目的を上記3つの議題としているが、当社取締役会としては、**実際には当社取締役会及び当社特別委員会によるYFOらの提案の検討に圧力を加えてYFOらに有利な判断を引き出そうとする不当な目的によるもの**と認識

YFOらが提案する議題は、**当社検討過程等を提案者本人に開示することとなり、公正なプロセスに反する**ものである

YFOらによる当社の非公開化の提案に対する当社対応状況

- (i) 適切な検討体制を構築の上、当社取締役会は、YFOらの提案に関する評価及び検討を進めている状況
 - (ii) YFOらに対しては、上記の評価及び検討を行うために必要な情報の提供を2022年4月から繰り返し要請
⇒YFOらは現時点で当社の要請に一向に応じていない
 - (iii) 当社特別委員会に対して、YFOらの提案についての答申を諮問中（特別委員会は2023年3月末頃までに答申することを予定）
- ※ **YFOらは2023年3月13日付けプレスリリースにて当社特別委員会による答申スケジュールが開示されていなかった旨記載しているが、実際には当社の2023年2月15日付けプレスリリースにて明示的に開示済み**



特に不当な目的である議題

<議題3> YFOらによる当社の非公開化の提案等に対する当社の検討・意思決定過程の調査に関する議題

- ◆ 特別委員会からの答申予定日である3月末が迫る中、当社内ではYFOらの提案の評価・検討を進めておりますが、**本請求は、当社の検討過程を提案者本人（YFOら）に開示することとなる前代未聞の内容**
- ◆ 調査方法についても、役職員に無制約に協力義務を課す他、デジタルフォレンジック等の方法も用いることにより、非常に広範に提出させることを求める異例のもの
- ◆ 当社としては、YFOらの提案について公正なプロセスに則り検討を進めている中であり、**YFOらとの交渉の前提となる当社の検討過程をYFOらに開示することとなる本請求を受け入れることはできない**
- ◆ 議題1及び議題2もYFOらの提案に関連するものであり、議題3と同じ不当な目的によるもの

当社取締役会は以下の点から、YFOらによる臨時株主総会の請求は不当な目的によるものとする

- ① YFOらは、YFOらが本請求書及び2023年3月3日付けプレスリリースで調査を行う理由として挙げている当社のガバナンス上の「疑惑」・「疑い」について何ら具体的な根拠を示すことができていない
- ② 「当社のガバナンス上の瑕疵」という抽象的かつ広範な調査目的を設定した上で、調査者がデジタルフォレンジック等を通じて当社内部の極めて広範な情報を取得できる建付けとなっており、**当社取締役会及び当社特別委員会によるYFOらの提案の検討を萎縮させ、当該検討に圧力を加えようとするものである**
- ③ YFOらは、本年6月の当社定時株主総会で当社役員の一部の再任議案に賛成せず、自ら新たな役員の選任を提案することを公表しているところ、当社役員によるYFOらの提案の検討・意思決定過程の当否は同当社定時株主総会で議論すれば足りるにもかかわらず、あえて追加で本請求を行っている
- ④ 本請求どおりに調査者が選任されたとしても、その調査報告は、本年6月の当社定時株主総会に間に合わないことは明らかであるにもかかわらず、YFOらは、基準日後定時株主総会前を開催日とする異例のスケジュールでの臨時株主総会の開催を求めている。そのことからすれば、本請求は、YFOらが標榜する、当社の取締役会及び監査役の構成の再編を株主が適正に判断するために必要な情報を明らかにするという目的によるものではないことは明らかである
- ⑤ YFOらの3月13日付けプレスリリースで露呈したとおり、**YFOらは、自らの提案にとって極めて重要な当社特別委員会の答申スケジュール(当社の2022年2月15日付けプレスリリースで公表済み)すら把握せず、誤認した事実を前提として招集請求を行っている**
- ⑥ YFOらが本請求を行ったタイミングでは、本年6月の定時株主総会での調査報告は到底間に合わないにもかかわらず、YFOらは間に合う可能性がある前提の主張を行っていることから明らかな通り、**YFOらは、容易に検討可能な調査報告までのスケジュールすら検討せずに誤認した事実を前提として招集請求を行っている**

YFOらは、本請求書及び2023年3月3日付けプレスリリースにおいて、当社にガバナンス上の「疑惑」・「疑い」があるとの主張を行っているが、YFOらの主張はいずれも事実と反するものである

① 具体的な根拠のない主張

- ◆ YFOらは、これらの「疑惑」・「疑い」を主張するにあたって、何らの具体的な根拠も示しておらず、当社とYFOらとの間の長時間に及ぶ従前の口頭での遣り取りの中から、当社代表取締役社長及び事務局の発言の一部を本来の文脈とは異なる形で、かつ自己に都合の良いように一方的に切り取って羅列しているものである



- ◆ 当社取締役会及び当社特別委員会がYFOらの提案に関する評価及び検討を進めている中で、何らの具体的な根拠もなくこれらの「疑惑」・「疑い」を主張し、当社株主その他市場関係者に誤解を与えようとするYFOらの姿勢は、自らの提案に対して不当な方法で賛同を得ようとするものであり、真摯な企業買収者の行動からはかけ離れている

② 秘密保持契約に違反

- ◆ YFOらの主張には、当社とYFOらとの間の秘密保持契約に違反する内容が多数含まれている。YFOらは、当社からの再三の指摘にもかかわらず同契約に違反する公表を繰り返し行っている

YFOらの事実に対する主張（一部）

1. 当社代表取締役社長が、機関決定も経ないままに、YFOらの提案には賛同できない旨の書簡をYFOら代表に交付したとの主張

- ◆ 当社代表取締役社長からYFOら代表への書簡は、両者間のトップ面談において、YFOら代表から、当社からの提案要請を受けた一方で、回答期限に制約があったことから、当社代表取締役社長は第三者委員会や取締役会を経た判断をすることはできないことを伝えたところ、**YFOら代表から、そのような手続を踏んだ正式な提案ではなくその時点での当社代表取締役・実務チームの「気持ち」を連絡することで良いので是非とも提出して欲しいという強い要請を受けて交付**したものの
- ◆ 当社の機関決定を経ていない足許の協議状況を踏まえた当社事務局の「案」として提示することについては**YFOら代表の事前の同意を得ている**
- ◆ YFOらが上記の主張を繰り返していることは、信頼関係に基づき行われた対話の経緯を完全に無視・歪曲化するもの
- ◆ YFOらによる上記書簡提出の要請も、当社を欺罔する意図によるものであったと言わざるを得ない（当社は、客観的な証拠により、上記の経緯を改めて確認済み）

2. インフロニアTOBの際に、当社役員がインフロニアの取締役役に就任する旨の「密約」があったとの主張

- ◆ 当社は、金融商品取引法の定めに従い、インフロニアTOBに関して公表すべき事実を2022年3月23日付け意見表明報告書及びその後の訂正意見表明報告書に適正に記載して提出しており、**YFOらが主張するような「密約」は存在しない**

YFOらの事実に対する主張（一部）

3. インフロニアTOBでは、取引条件の検証が十分に行われないうような極めて短いスケジュールが組まれたとの主張

- ◆ 当社及びインフロニアには、同社の完全子会社である前田建設工業株式会社と当社との間の20年以上に亘る資本業務提携関係により、相互の事業内容に関する深い理解が存在したため、当社取締役会は、インフロニアTOBに関する検討を短期間で実施することが可能であった
- ◆ 当社取締役会は、経済産業省が2019年6月28日付けで公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容に沿ってインフロニアTOBの検討を行っており、その**取引条件の検証が十分に行われなかったという事実はない**

4. 当社がYFOら以外による非公開化の提案を取締役会による検討を経ずに拒絶しているとの主張

- ◆ 当社は、YFOらの提案を受けて以降これまでの間、**第三者から、当社の非公開化に関する正式なご提案を受けたことはなく、YFOらが主張する事実はない**
- ◆ 今後もそのようなご提案を受けた場合には、当社取締役会は、真摯に検討を行う

5. 当社がインフロニアTOBの際にインフロニアに提供した「財務3表の連結モデル」をYFOらには提供していないとの主張

- ◆ 当社はインフロニアに対しても「財務3表の連結モデル」を提供していない
- ◆ 他方で、YFOらには、一般的なM&Aの実務に沿って、損益計算書の計画値を提供した上、YFOらの強い要請に応じて、貸借対照表の計画値を作成して提供

異例のスケジュールによる臨時株主総会開催の請求

- ◆ 当社はYFOらの請求受領後、直ちに臨時株主総会開催の実務的なスケジュールを確認したところ、本臨時株主総会での目的事項である調査者からの調査報告は定時株主総会に間に合わないことが明白であり、かつ定時株主総会に極めて近接した時期に臨時株主総会開催を要求する極めて異例のスケジュールであることが判明

#	イベント	備考	定時株主総会 スケジュール（仮）	YFOらの請求後即 手続き開始した場合	臨総スケジュール （開催する場合）
1	YFOらによる 臨時株主総会請求日		-	2023/3/6	2023/3/6
2	基準日公告	・公告調査は通常、5営業日前に申込が必要	-	2023/3/14	3月下旬
3	基準日	・公告調査開始から2週間後 ・ 株主総会基準日(3/31)の前後7営業日には基準日設定ができない	2023/3/31	2023/3/29 (設定不可なため実現不可能)	4月中旬
4	招集通知法定発送期日	・株主総会開催日の2週間前	6月上旬	-	5月上旬
5	株主総会開催日		6月下旬	-	5月下旬
6	調査報告の受領	・ YFOらは調査報告期間を2ヶ月+延長としている			7月下旬

株主総会開催日も近接しており、かつ調査報告は間に合わない

- ◆ YFOらによる本請求に係る臨時株主総会の開催手続きを請求後速やかに開始したとしても、3月中に本臨時株主総会のための基準日を設定することは不可能
- ◆ 仮に臨時株主総会を開催する場合には、最短でも5月下旬の開催となるところ、仮に調査者が選任されたとしても、**6月下旬に予定している定時株主総会には調査報告は間に合わない**
- ◆ 本請求は、YFOらが標榜する、当社の取締役会及び監査役の構成の再編を株主が適正に判断するために必要な情報を明らかにするという目的によるものではないことは明らかである
- ◆ YFOらは、調査報告が定時株主総会に間に合わなかった場合、その原因は当社が本請求を拒絶したことにあるかのような主張を行っているが、上記スケジュールの通り、**調査報告が定時株主総会に間に合わないのは、YFOらが本請求を行ったタイミングが原因であり、YFOらの本請求とそれに伴う主張は極めて杜撰な検討に基づき行われたものである**と言わざるを得ない



本資料は、当社の2023年3月10日付け「当社株主による臨時株主総会の招集請求に対する当社の対応等に関するお知らせ」に記載された、YFOらの臨時株主総会の招集請求に関する当社の考え方及び対応方針の理解に資する目的で作成されたものであり、これらの解釈に影響を与えるものではありません。